

土壌汚染対策法第4条第3項に係る関係法令及び条項等一覧

注:備考欄に該当有・無をお調べいただいた期間(H、-H、等)を記載

届出・命令の別	法令名称	関係条項	法令の概要 誰が ~の場合に 誰に対し(届出先) ~の申請/届出をする。	所定欄 (該当有の場合は)内に別紙 の特定有害物質のうち、該当す る番号を記載)	備考
届出	・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) ・水質汚濁防止法施行規則 (昭和46年総理府・通産省令第2号)	法第5条 法第6条第1項 法第7条 法第10条 施行規則第3条、第7条	工場又は事業場から公共用水域に排水を出す者(法第5条第1項)、地下に有害物質使用特定施設に係る水を浸透させる者(法第5条第2項)、工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者(法第5条第3項) 特定施設又は貯蔵指定施設を設置するとき(法第5条)、設置施設が特定施設又は貯蔵指定施設に指定されたとき(法第6条第1項)、構造等を変更しようとするとき(法第7条)、廃止するとき(法第10条) 都道府県知事 特定施設又は貯蔵指定施設の設置、特定施設又は貯蔵指定施設に指定されたこと、変更内容、廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・水質汚濁防止法	法第14条の2第1項	特定事業場の設置者(法第14条の2第1項) 当該特定事業場で事故が発生し、有害物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したとき 都道府県知事 事故内容を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・水質汚濁防止法	法第14条の2第2項	指定事業場の設置者 当該指定事業場で事故が発生し、有害物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したとき 都道府県知事 事故内容を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・水質汚濁防止法	法第14条の2第3項	貯油事業場の設置者 貯油事業場で事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したとき 都道府県知事 事故内容を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・下水道法 (昭和33年法律第79号) ・下水道法施行令 (昭和34年政令第147号) ・下水道法施行規則 (昭和42年建設省令第37号)	法第11条の2第1項 施行令第8条の2 施行規則第6条第1項	公共下水道に下水を排除しようとする者 継続して50m ³ /日以上の下水等を排除しようとするとき、下水の量又は水質を変更しようとするとき 公共下水道管理者 下水道の使用開始を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・下水道法 ・下水道法施行令 ・下水道法施行規則	法第11条の2第2項 施行令第8条の2 施行規則第6条第2項	水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法(水質基準対象)の特定施設の設置者 継続して公共下水道に下水を排除しようとするとき 公共下水道管理者 下水道の使用開始(特定施設)を届出 第1項の届出をする場合を除く	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・下水道法 ・下水道法施行規則	法第12条の3 施行規則第8条、第9条 法第12条の4 施行規則第10条 法第12条の7 施行規則第12条	継続して公共下水道へ下水を排除している事業者 特定施設を設置するとき(法第12条の3第1項)、設置施設が特定施設に指定されたとき(法第12条の3第2項)、構造等を変更しようとするとき(法第12条の4)、廃止するとき(法第12条の7) 公共下水道管理者 特定施設の設置、指定されたこと、変更内容、廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・下水道法 ・下水道法施行令	法第12条の11 施行令第9条の10 法第12条の11に基づく(自治体条例)	継続して、基準に適合しない下水等を公共下水道へ排除する者 条例で、除害施設を設けなければならない等と定められているとき 公共下水道管理者 除害施設の設置を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号) ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成11年政令第433号) ・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成11年総理府令第67号)	法第12条(設置) 施行令第1条 法第13条(経過措置) 法第14条(構造変更) 施行規則第4条 法第18条(氏名等変更、廃止) 施行規則第6条	ダイオキシン類を発生する施設を設置しようとする者、している者 ダイオキシン類を発生し、大気あるいは公共用水域に排出する施設(特定施設)を設置するとき(法第12条)、設置施設が特定施設に指定されたとき(法第13条)、構造等を変更しようとするとき(法第14条)、廃止するとき(法第18条) 都道府県知事 特定施設の設置、指定されたこと、変更内容、廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) ・クリーニング業法施行規則 (昭和25年厚生省令第35号)	法第5条第1項、第3項 施行規則第1条の3第1項、第3項	クリーニング所を開設しようとする者、している者 クリーニング所を開設するとき(法第5条第1項)、変更・廃止(法第5条第3項)したとき 都道府県知事 クリーニング所の開設、変更・廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) ・指定射撃場の指定に関する内閣府令 (昭和37年総理府令第46号)	法第9条の2第1項、第3項 内閣府令第10条、第11条、第13条	当該射撃場を設置し、又は管理する者(設置者等) 指定射撃場として指定を受けようとするとき(内閣府令第10条)、変更が生じたとき(内閣府令第13条) 所轄警察署長を經由して都道府県公安委員会 指定射撃場の指定を申請、変更を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・消防法 (昭和23年法律第186号) ・危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号) ・危険物の規制に関する規則 (昭和34年9月29日総理府令第55号) ・危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令 (平成元年自治省令第2号)	法第9条の3 規制令第1条の10 規制規則第1条の5 危険物指定令第1条、第2条	圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者 貯蔵又は取扱いを行うとき 所轄消防長又は消防署長 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いを届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・消防法	法第9条の4 法第9条の4に基づく(市町村条例)	政令で定める数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いを行うおとする者 一定の数量以上(消防法で定める数量未満)の危険物等の貯蔵及び取扱いについて市町村条例で定められているとき 市町村長 少量危険物の貯蔵・取扱いを届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・消防法	法第10条第1項ただし書 消防法施行細則等(自治体等の規則等)	指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱うおとする者 自治体等の規則等で定められているとき 所轄消防長又は消防署長 指定数量以上の危険物仮貯蔵の承認を申請	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・消防法 ・危険物の規制に関する政令 ・危険物の規制に関する規則	法第11条 規制令第6条、第7条 規制規則第4条、第5条	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所を設置、又は構造等を変更しようとする者 設置又は位置・構造・設備を変更しようとするとき)消防本部、消防署がある市町村 市町村長)消防本部、消防署がない市町村 都道府県知事)一の消防本部、消防署がある市町村内の移送取扱所 市長・村長)以外の移送取扱所 都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 危険物製造所、貯蔵所又は取扱所の設置又は変更の許可を申請	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・消防法 ・危険物の規制に関する規則	法第11条の4、第12条の6 規制規則第7条の3、第8条	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者 位置構造又は設備を変更しないで、貯蔵、取扱う危険物の品名等を変更しようとするとき(法第11条の4)、用途を廃止したとき(法第12条の6))消防本部、消防署がある市町村 市町村長)消防本部、消防署がない市町村 都道府県知事)一の消防本部、消防署がある市町村内の移送取扱所 市長・村長)以外の移送取扱所 都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 危険物の品名等の変更、用途の廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()	
届出	・消防法	法第16条の3第1項 法第16条の3に基づく(自治体条例、規則等)	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者 法第16条の3に基づく(自治体条例により、危険物の流出その他の事故が発生したときの届出が定められているとき 自治体 事故内容を届出	該当有・該当無・不明 ()	

届出	・毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) ・毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和26年厚生省令第4号) ・毒物及び劇物指定令 (昭和40年厚生省令第4号)	法第4条第2項、第6条、第9条 施行規則第1条、第10条	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者、登録していない毒物を製造、輸入しようとする者 登録を受けようとするとき(法第4条第2項)、登録していない毒物を製造、輸入しようとするとき(法第9条) 製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請、登録の変更を申請	該当有・該当無・不明 ()
届出	・毒物及び劇物取締法 ・毒物及び劇物取締法施行規則	法第4条第3項、第6条 施行規則第2条	毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者 毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとするとき 都道府県知事 毒物又は劇物の販売業の登録を申請	該当有・該当無・不明 ()
届出	・毒物及び劇物取締法 ・毒物及び劇物取締法施行令 (昭和39年政令第261号) ・毒物及び劇物取締法施行規則	法第6条の2、第10条第2項 第2号、第3号 施行令第36条の4 施行規則第4条の6、第10 条の3、第11条	特定毒物研究者 特定毒物研究者の許可を受けようとするとき(法第6条の2)、特定毒物の品目、設備の重要部分等を変更したとき(法第10条第2項第2号)、研究所を廃止したとき(法第10条第2項第3号) 都道府県知事 特定毒物研究者の許可を申請、変更内容・廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・毒物及び劇物取締法 ・毒物及び劇物取締法施行規則	法第10条第1項第2号、第3 号、第4号 施行規則第10条の2、第11条	毒物劇物営業業者 設備の重要部分を変更したとき等(法第10条第1項第2号)、一部品目の製造又は輸入を廃止したとき(法第10条第1項第3号)、廃止したとき(法第10条第1項第4号) 製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣、販売業者は都道府県知事 変更内容等、廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・毒物及び劇物取締法	法第16条の2第1項	毒物劇物営業業者及び特定毒物研究者 その取扱いに係る毒物若しくは劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき 保健所、警察署又は消防機関 事故の状況を届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・毒物及び劇物取締法 ・毒物及び劇物取締法施行令 (昭和39年政令第261号) ・毒物及び劇物取締法施行規則	法第22条第1項、第3項 施行令第41条、第42条 施行規則第18条	毒物劇物業務上取扱者(電気メッキ、金属熱処理を行う事業者であって無機シアン化合物を扱う者、大型自動車を用いて毒物・劇物の運送の事業を行う者、しるありの防除の事業を行う者であって砒素化合物を取り扱う者) 取り扱うこととなったとき(法第22条第1項)、重要な構造設備を変更したとき又は廃止したとき(法第22条第3項) 都道府県知事 取り扱う毒物又は劇物の品目等を届出、変更内容、廃止について届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) ・一般高圧ガス保安規則 (昭和41年通産省令第53号) ・コンビナート等保安規則 (昭和61年通産省令第88号)	法第5条第1項、法第14条 第1項、第21条第1項 一般則第3条、第14条、第 42条 コンビナート等保安規則 第3条、第13条、第21 条	第一種製造業者 高圧ガスの製造許可を受けようとするとき(法第5条第1項)、高圧ガス製造施設等変更を行うとき(法第14条第1項)、製造を開始又は廃止したとき(法第21条第1項) 都道府県知事 高圧ガス製造の許可を申請、変更の許可を申請、製造の開始・廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・高圧ガス保安法 ・一般高圧ガス保安規則	法第5条第2項、第14条第4 項、法第21条第2項 一般則第4条、第16条、第 42条第2項	第二種製造業者 高圧ガスの製造事業を開始するとき(法第5条第2項)、高圧ガス製造施設等変更を行うとき(法第14条第4項)、廃止するとき(法第21条第2項) 都道府県知事 高圧ガス製造事業の開始を届出、変更内容の届出、廃止の届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・高圧ガス保安法 ・一般高圧ガス保安規則 ・コンビナート等保安規則	法第63条第1項 一般則第98条 コンビナート等保安規則 第53条	第一種製造業者、第二種製造業者、販売業者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者 高圧ガスについて災害が発生したとき 都道府県知事又は警察官 災害の内容を届出(事故届)	該当有・該当無・不明 ()
届出	・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) ・労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号) ・特定化学物質障害予防規則 (昭和47年労働省令第39号)	法第55条ただし書 施行令第16条 特化則第46条	試験研究を行う者 製造等禁止物質を製造、輸入、使用しようとするとき 労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長 製造等禁止物質の製造又は使用の許可を申請	該当有・該当無・不明 ()
届出	・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行令 ・特定化学物質障害予防規則	法第56条 施行令第17条 特化則第49条	第一類物質を製造しようとする者 製造しようとするとき 労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣 第一類物質の製造の許可を申請	該当有・該当無・不明 ()
届出	・特定化学物質障害予防規則	特化則第53条	特別管理物質を製造又は取り扱う事業者 事業を廃止するとき 労働基準監督署長 特別管理物質等関係記録等報告書(様式第十一号)、作業環境測定記録、特定化学物質健康診断個人票、以下作業の記録を提出 一 労働者の氏名 二 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間 三 特別管理物質により著しく汚染される事象が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要	該当有・該当無・不明 ()
届出	・農薬取締法 (昭和23年法律第82号) ・農薬取締法施行規則 (昭和26年農林省令第21号)	法第2条第1項、第2項、第6 条第2項、第5項、第6項 施行規則第5条第1項、第3 項、第4項、第5項、第6項	製造者又は輸入業者 農薬を製造し若しくは加工、輸入する場合(法第2条第1項、第2項)、廃止(法第6条第5項)、法人解散(法第6条第6項)したとき 農林水産大臣 製造等の登録を申請、廃止・解散を届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) ・経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 (昭和49年通商産業省令第40号)	法第17条第2項 経済省施行規則第2条 法第21条第1項、第2項 経済省施行規則第3条、第4条 法第32条第1項 経済省施行規則第8条	第一種特定化学物質を製造の事業を営もうとする者、製造許可を受けた許可製造業者 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとするとき(法第17条第2項)、製造設備の構造等を変更しようとするとき(法第21条第1項、第2項)、廃止したとき(法第32条第1項) 経済産業大臣 第一種特定化学物質及び事業所ごとの許可を申請、軽微な変更を届出、廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則	法第22条第2項 経済省規則第5条	第一種特定化学物質を輸入しようとする者 第一種特定化学物質を輸入しようとする時 経済産業大臣 許可を申請	該当有・該当無・不明 ()
届出	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則	法第26条第1項、第2項、第32 条第1項 経済省施行規則第5条の2、3、 第8条	第一種特定化学物質を使用しようとする者、届出使用者 第一種特定化学物質を業として使用しようとするとき(法第26条第1項)、第一種特定化学物質の名称等を変更するとき(法第26条第2項)、廃止するとき(法第32条第1項) 主務大臣 事業所ごとに、使用することを届出、廃止を届出	該当有・該当無・不明 ()
届出	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則	法第13条第1項 経済省規則第10条	監視化学物質を製造し、又は輸入した者 毎年度 経済産業大臣 物質ごとに、前年度の製造数量又は輸入数量等を届出	該当有・該当無・不明 ()

命令	・銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) ・指定射撃場の指定に関する内閣府令 (昭和37年総理府令第46号)	法第9条の2第2項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第14条(指定の解除)	都道府県公安委員会 内閣府令で定める基準に適合しなくなった場合 指定射撃場 指定を解除することができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・消防法 (昭和23年法律第186号)	法第11条の5	消防本部・消防署がある市町村 市町村長 消防本部・消防署がない市町村 都道府県知事 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所 市長村長 以外の移送取扱所 都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるとき 製造所、貯蔵所又は取扱所 基準に従うことを命ずることができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・消防法	法第12条第2項	消防本部・消防署がある市町村 市町村長 消防本部・消防署がない市町村 都道府県知事 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所 市長村長 以外の移送取扱所 都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 位置構造及び設備の技術上の基準に違反していると認めるとき 製造所、貯蔵所又は取扱所 基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・消防法	法第12条の2	消防本部・消防署がある市町村 市町村長 消防本部・消防署がない市町村 都道府県知事 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所 市長村長 以外の移送取扱所 都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 許可を受けずに構造変更した場合などに該当するとき 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者 製造所、貯蔵所又は取扱所の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・消防法	法第12条の3	消防本部・消防署がある市町村 市町村長 消防本部・消防署がない市町村 都道府県知事 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所 市長村長 以外の移送取扱所 都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるとき 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者 使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・消防法	法第16条の3第3項	消防本部・消防署がある市町村 市町村長 消防本部・消防署がない市町村 都道府県知事 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所 市長村長 以外の移送取扱所 都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 危険物の流出その他の事故が発生したときの応急の措置を講じていないと認めるとき 製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・消防法	法第16条の6	消防本部・消防署がある市町村 市町村長 消防本部・消防署がない市町村 都道府県知事 一の消防本部・消防署がある市町村内の移送取扱所 市長村長 以外の移送取扱所 都道府県知事、二以上の都道府県にまたがる場合は総務大臣 10条第1項ただし書きの承認、又は11条第1項前段の許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取扱っている者がいるとき 10条第1項ただし書きの承認、又は11条第1項前段の許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取扱っている者 当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) ・毒物及び劇物取締法施行令 (昭和30年政令第261号)	法第15条の3(回収等の命令)、 法第15条の2、施行令第40条	(法第15条の2)毒物、劇物等は、廃棄について政令で定める技術上の基準に従わなければならない。 (施行令第40条)政令で定める基準)中和等により、毒物、劇物等に該当しないものとする等。それらにより難い場合には、地下水を汚染するおそれがない地中に埋めることその他の方法で処理すること。 都道府県知事(保健所を設置する市区内の販売業の場合は市区長) 毒物、劇物等の廃棄の方法が基準に適合せず、これを放置すれば保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるとき 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者 当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・毒物及び劇物取締法 ・毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和26年厚生省令第4号)	法第19条第1項(設備の基準適合命令)、第2項(登録の取り消し)	厚生労働大臣(都道府県知事(保健所を設置する市区内の販売業の場合は市区長)) 設備が基準に適合しなくなったとき 毒物劇物製造業又は輸入業者(販売業者) 基準に適合させるための必要な措置を命ずることができる。(第2項)措置を取らないときは登録を取り消さなければならない。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・農業取締法 (昭和23年法律第82号) ・農業取締法施行令 (昭和46年政令第56号) ・都道府県で定める規則	法第12条の2第2項 施行令第2条 都道府県で定める規則	都道府県知事 水質汚濁性農業の使用により、水産動物植物の被害が発生しその被害が著しいものなるおそれがあるとき、または当該農業による公共水域の水質汚濁のより人畜に被害を生じるおそれがあるとき 農業使用者 規則をもって地域を限り、当該農業の使用について許可を受けるべき旨を定めることができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・鉱業法 (昭和25年法律第289号)	法第53条	経済産業局長 鉱物の採掘が保健衛生上有害あり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じた場合等著しく公共の福祉に反するようになったと認めるとき 鉱業権者 鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・鉱山保安法 (昭和24年法律第70号)	法第34条	経済産業大臣 鉱業の実施により、危害若しくは鉱害を生じ、鉱物資源若しくは施設を損じ、又はそのおそれが多いと認められる場合、保安のため必要がある時 鉱業権者 その鉱業の停止を命ずることができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)	法第17条第3項	都道府県知事 第十七条 第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき その事故に係るばい煙発生施設を設置している者又は特定物質を生ずる施設(ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。)を工場若しくは事業場に設置している者 その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	該当有・該当無・不明 ()	
命令	・大気汚染防止法 ・大気汚染防止法施行令 (昭和43年政令第329号)	法附則第10項 施行令附則第31項、第41項	都道府県知事 指定物質抑制基準が定められた場合において、当該都道府県の区域において指定物質による大気汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があるとき認めるとき 指定物質排出施設を設置している者 指定物質抑制基準を勘案して、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な動向を命ずることができる。	該当有・該当無・不明 ()	